

項目	意見(要旨)	区の考え方
第1章第1節 計画の目的と基本的事項		
4 基本的な考え方		
1	リサイクルの推進をすべき。	本計画の基本方針のとおり、災害廃棄物は可能な限りリサイクルを推進してまいります。
2	基本方針を決めておくことは、非常に大切だと思うが、災害時に江東区にごみが集まってくるのは不可避かと思うので基本方針よりも具体策を定めるべき。	本計画は災害廃棄物の処理について、本区における平常時の備えや発災時の状況に則した基本的事項を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものです。災害廃棄物の処理に関する具体的な事項は、初動対応終了後に災害の種類や規模、災害廃棄物の発生量等に応じて、災害廃棄物処理実行計画を策定します。
5 計画の見直し		
3	湾岸地域の人口増や地下鉄8号線延伸に伴う人と物の流れの増加などにより、被害想定も増加していくのではないかと。	本計画は江東区地域防災計画の被害想定が修正されるなど、前提条件に変更があった場合に、適宜見直しを行ってまいります。
第1章第2節 対象とする災害		
1 地震災害の被害想定		
4	上水道(断水率)と下水道(管きよ被害率)を他の区の数値と比較してほしい。	東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」に東京都の区市町村の被害想定が示されています。 <a href="https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/000/401/assumption.part1-2-4.pdf">https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/000/401/assumption.part1-2-4.pdf</a>
5	江東区の地盤が海面より低いことを考慮した被害想定にするべき。	本計画の被害想定は東京都災害廃棄物処理計画や江東区地域防災計画の被害想定を基に作成しています。基となる計画が修正された場合は、適宜見直しを行ってまいります。
第1章第3節 対象とする廃棄物		
6	災害廃棄物においてリサイクルできないものは何か？	リサイクルするのが困難な災害廃棄物として石綿含有廃棄物や廃石膏ボードなどが考えられます。災害時は、このような廃棄物とリサイクルできる廃棄物を可能な限り分別し、それぞれ適正かつ円滑な処理の実施を目指します。
第1章第4節 組織体制		
7	発災後の区内の橋の安全性の確認の流れの体制作りをすることで、災害廃棄物の対応もスムーズになると思う。	平常時に発災後の区内状況の確認体制の構築に努めてまいります。
8	責任者については、名誉職ではなく、若くて行動力のある人の選任が必要だと思います。	災害時における区の組織体制については、本計画に掲載しております。
第2章第1節 平常時(発災前)		
6 仮置場の選定、準備		
9	災害時における廃棄物の集積場所(仮置場)等の公表はできないのか。	仮置場の設置場所は、災害の種類や被害状況、仮置場必要面積等を勘案して、発災後に決定するものであるため、事前の周知は想定しておりません。
10	災害廃棄物を一時的に集める場所が災害直後に必要となる。予め区民に告知してほしい。また、その場所を区報で告知して欲しい。玄関前に出されると交通のじゃまになり、衝突のきっかけになるリスクがある。	仮置場の設置場所は、災害の種類や被害状況、仮置場必要面積等を勘案して、発災後に決定するものであるため、事前の周知は想定しておりません。ただし、ご意見のとおり道路や玄関前などに災害廃棄物が放置されると、処理にかかる時間と費用の増加に加え、交通の支障、事故や火事の原因となるため、発災後速やかに仮置場を設置できるように、平常時に仮置場候補地の選定やチラシ等の広報物の作成を行ってまいります。
11	廃棄物仮置場について、現段階で想定可能な範囲でいくつかの候補地を明示したらどうか。そうすることによって近隣住民は、発災時には、仮置場として利用されることを予め認識しておくことが可能となり、住民からの苦情を少しでもやわらげることになると思われる。	仮置場の候補地を明示することは発災時に近隣住民の理解を得ることにつながります。一方で、候補地となった仮置場のすべてが発災時に使用されるとは限りません。仮置場は災害の種類や被災状況、仮置場必要面積、資材や人員の確保状況等を勘案して、発災後に設置するものです。もし、仮置場とならなかった候補地で職員や資材が不足したまま災害廃棄物を集積すると、環境への悪影響や火事、事故につながる可能性があります。そのため、現時点では仮置場の設置場所の、事前周知は想定しておりません。発災後に速やかに仮置場の選定と分別方法を含めた周知を行うことができるように、平常時に仮置場候補地の選定や、チラシ等の広報物の作成を行ってまいります。
12	災害時に速やかに仮置場の場所や分別等が一目でわかるように設置をして、告知してほしい。	発災後に速やかに仮置場を開設・周知するために、平常時に仮置場候補地やレイアウトの検討、チラシ等の広報物の作成を行ってまいります。

13	家庭内で壊れた家具家電等を区で指定した仮置場に自家用車で持ち込める公園や空地を決めておき、受入れながら分別を行うことがリサイクルの推進に繋がる事と思います。私も東日本大震災の時に仙台市の廃棄物処理を体験させて頂き、想像を絶する量でした。仮置場の設置計画を準備する事が第一と考えます。極力個人で搬入して頂かないと歩道や道路に出してしまうので緊急車両等通れなくなります。	ご意見のとおり、発災後に速やかに仮置場の設置と分別方法を含めた周知を行うことができるように、平常時に仮置場候補地の選定やチラシ等の広報物の作成を行ってまいります。
14	旧中川から小名木川の水位を下げて不要物を集める一時的な仮置場として検討すべき。	仮置場は災害の規模や被害の状況によっては、年単位の長期の利用が想定されます。大雨や満潮といった影響を受けやすい河川敷は二次災害や環境汚染などの危険があり、仮置場に適していないため検討しておりません。
15	地下に災害廃棄物を保管できる場所を予め作っておくのはどうか。	地下の仮置場は、広大な土地と多額の費用が必要なことに加え、災害による浸水や崩壊の危険性などの理由により、仮置場には適していないため検討しておりません。
<b>7 区民広報</b>		
16	ごみを溜め込まないことを徹底すべき。	平常時の周知・啓発の参考とさせていただきます。
17	倒壊する恐れのある建物を修繕すべき。	区では、耐震改修促進計画に基づき、建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、財政的・技術的な支援を行っております。
<b>9 災害廃棄物対策に係る研修、訓練、演習の実施</b>		
18	計画的な対応処理のシミュレーションをどのくらいしているのか又は今後していくのか。	年に数回、環境省や東京都が主催する災害廃棄物に関する研修や演習に参加しております。また、本計画策定後は区の防災訓練などの際に本計画を活用し、災害廃棄物処理に関する教育・訓練を実施してまいります。
<b>第2章第2節 初動期(発災後約1か月)</b>		
<b>4 関係機関との連携</b>		
19	東日本大震災で発生した災害廃棄物を東京都が処理を行っていたことが、東北の友人の心に残っていると聞いた。災害時にはお互い様である。	災害廃棄物は各自治体が主体となって処理しますが、短期間で大量に発生するため、被災状況によっては他自治体と協力して広域処理を実施します。ご意見のとおり、東日本大震災で発生した災害廃棄物の一部は都を含めた広域処理が行われました。本区が被災した場合も同様に、被災状況に応じて都や他自治体と協力し、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を目指してまいります。
<b>8 区民広報</b>		
20	持ち主不明の廃棄物の事前対応策が必要である。	本計画の第2章第2節で、所有者が不明な思い出の品や貴重品等の取り扱いについて示しています。
21	写真等、思い出になるものは、保管をして持ち主が引き取れるようにしてほしい。	
22	情報共有を行うツールは、インターネット、スマホの活用が良い。	
<b>第2章第3節 応急対策期</b>		
<b>1 被災状況の集約</b>		
23	災害時に、地域の安全を優先して、所有者不明のものでも処理できるような条例の整備を進めてほしい。	倒壊してがれき状態になっている建物等については、所有者等の利害関係者へ可能な限り連絡を取り、承諾を得て撤去を行います。どうしても連絡が取れない場合は、災害対策基本法第64条第2項に基づき、承諾がなくても撤去することができます。
24	祖母宅の路地には、祖母宅を含めがれきもしくは避難の妨げとなる家屋がある。路地は私道であり、トラックが入ることは難しい。廃棄にあたって優先順位が低いのではないかと懸念がある。回収解体の順番についても、各地区、路地、道路ごとに予め検討いただきたい。入りにくいから路地を後回しにはしないほしい。	災害廃棄物の収集や家屋の解体の優先順位は、周囲の生活環境への影響や二次災害の危険性、道路やインフラへの影響など、発災後の状況を考慮して決定いたします。
<b>5 環境モニタリングの実施</b>		
25	アスベスト等の有害物質の対策はどのように行うのか。	有害物質を含んだ災害廃棄物は、その他の廃棄物と分別し、その性状に応じて、仮置場において鉄板等の敷設やフレコンバッグへの保管などの対策を行います。また、適宜環境モニタリングを実施し、環境への影響を未然に防止します。
<b>資料編</b>		
26	災害時におけるリサイクル業者の確保はどのように対策しているのか。	区では災害廃棄物の処理に関する協定を締結しております。また、広域処理を行う場合の連携体制についても、本計画に掲載しております。
27	仮置場の設置に必要な資材の輸送を行う運送会社や建築会社などにすぐ協力を頼める体制にし、運賃など具体的に決めておいてほしい。	区では仮置場の設置に関する協定を締結しております。運賃等の具体的な内容は、今後協議してまいります。

計画全体に対するご意見

28	東日本大震災の時の廃棄物の処理、分別方法、仮置場の現状について。	東日本大震災の時に、江東区内で仮置場の設置が必要な量の災害廃棄物は発生していません。
29	過去の災害から江東区の課題を考えてほしい。	本計画は東日本大震災等の過去の災害の経験を踏まえ整理された、災害廃棄物処理対策指針等に基づき策定しております。区の課題は本計画を活用して行う訓練や演習を通して、検討してまいります。
30	素案は重要な事前対策案であり、賛成いたします。	引き続き、区民の皆様にご理解いただけるよう努力してまいります。
31	現在どれだけの災害廃棄物量があり、その処理にどれだけの労力を使ったのか。	江東区では現在災害廃棄物は発生していません。本計画は平常時の備えや、発災時の災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示し、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものです。
32	江東区に全国から集められてくるのか。	災害廃棄物は各自治体が主体となって処理を行いますが、短期間で大量に発生するため、被災状況によっては他自治体と協力して広域処理を実施します。本計画では、広域処理を行う場合における本区と関係機関との連携体制について、記載しております。
33	災害時物流運搬に運河利用計画を図るべき。	災害の種類や被害状況、災害廃棄物の処理施設の所在地などを考慮し、利用の検討をいたします。
34	東日本大震災の教訓がどこに生かされているのかわからない。	本計画は被害想定算出方法や仮置場の運用、関係機関との連携など様々な部分で、東日本大震災を含めた過去の災害から得られた教訓が生かされております。
35	経済的なことが示されていないが、それも重要だから考慮すべき。	平常時に協定締結先と協議するなど検討を進めてまいります。
36	災害時には、地域のつながりが大切である。	適正かつ円滑に災害廃棄物処理が行えるように平常時に地域コミュニティと協力的体制の構築に努めてまいります。
37	都営住宅の取り壊し時期と発災が重複した場合の対応策も検討してみたいかがか。	区内各地域の特性に合わせた対応策を検討してまいります。
38	災害ごみの選別作業等区民からボランティアを募ったほうが良い。	ボランティアの受け入れを行う江東区社会福祉協議会と災害廃棄物の処理に関するボランティア活動について連携してまいります。
39	信頼できるパートナー企業やボランティアと普段からコミュニケーションがあるとよいと思います。	平常時より、協定締結先や関係機関等と連携してまいります。
その他のご意見		
40	土嚢を借り返すのを便利にしてもらいたい。	本計画は災害時の災害廃棄物の処理について定めた計画であり、土嚢の配布については他の計画に基づき検討しております。
41	QRコードで意見募集ページに飛べるようにするべき。	紙媒体の区報のほかWeb版を区ホームページ内に作成し、区公式ツイッターやLINE等のSNS等で区民の皆様にお知らせし、スマホでの閲覧及び意見の提出を受け付けています。今後も、簡易に区へのご意見をいただけるよう取り組んでまいります。
42	区報はリサイクル用紙を使うべき。	パブリックコメント特集号は、付属のご意見用のはがきに適切な紙厚を確保するため、厚紙の再生紙を使用しています。
43	災害用機材倉庫とは別に、災害時の食料提供が素早くできるように、食品備蓄用の倉庫を区から貸与または倉庫購入助成金を出してはどうか。学校の備蓄ではまったく足りないと感じる。	本計画は災害時に発生する災害廃棄物の処理について定めた計画であり、食料の防災倉庫や学校での備蓄については他の計画に基づき検討しております。